

「寛文印知集」の「内分」

記載に関する一試論

松 平 秀 治

「寛文印知集（続々群書類従第九所収）」は周知の通り、寛文四年に四代將軍徳川家綱が諸大名に交付した領知判物・朱印及び領知目録の写しをまとめたものである。この中に、何某に何万石遣せ、というような「内分」の記載のある領知判物又は朱印及び目録を貫っている大名が見られる。ところが、寛文印知集に内分の記載のあるものも含め、すべての内分されている側、ここでは一応「内分分家」ということにするが、これに当たってみると、寛文印知集に載っている内分分家と、載っていない内分分家があることに気付いた。これは何故なのか。この問題を解決すべく一試論を設定してみた。御教示頂ければ幸いである。

まず始めに「内分分家」について簡単に触れておこう。「内分分家」とは、分家（必ずしも分家でなくてもよいが、殆どの例が分家である）のうち、本家の領知の一部を分与される分家の形態であり、しかも内分分家だけでは領知朱印を貰わず、本家と一緒に交付されるものである。従って本家の表高は、内分していても変化はない。しかし内分分家も、一個の大名又は旗本として幕府より認められており、陪臣ではない。このような言わば中途半端な分家が「内分分家」である。この内分分家が本家への領知判物等に記載されている場合と、記載されていない場合がある。

寛文印知集には、福井松平家に二家、土佐山内家、宮津京極家、仙台伊達家に二家、丸亀京極家、大洲加藤家、弘前津軽家に二家、駿河田中西尾家、大田原の大田原家に内分の記載が見られ、内分分家は合計十二家になる。このうち丸亀京極家、津軽家の二家、西尾家、大田原家の合計五家の内分分家は旗本である。残りの七家は大名である。旗本で寛文印知集に内分の記載があるもの他に内分分家が存在するのかどうかは、調べるのが何々困難であるので、以下ここでは万石以上の内分分家だけを問題にしたいと思う。但し、伊達家から内分されている田村家は分家とは言いがたいが、ここでは含めて考えることにしたい。

実際に寛文印知集の記載を見てみる。福井の松平光通に対して交付された領知判物を例にとってみると、その終わりの方に「都合五拾貳万五千貳百八拾石余別録在事、内五万石石松平中務太輔、貳万五千石松平兵部大輔可進退之、殘四拾五万貳百八拾石余如前々宛行之訖」とある。光通に五十二万五千石余を領知することを認めているが、そのうち五万石を弟の松平中務大輔昌勝に、二万五千石を同じく兵部大輔昌親に進退させ、殘る四十五万石余を實際に宛行っている。この松平昌勝と同昌親が内分分家に当る。一方、領知目録の記載は、

「都合五拾貳万五千貳百八拾貳石

内 五万石 松平中務大輔、押領之

貳万五千石 松平兵部大輔、押領之

のようになってゐる。他の大名のにも大体同じような記載である。

記載の仕方は別に問題ないが、寛文印知集に内分の記載のある万石以上の内分分家以外に、当時まだ万石以上の内分分家が存在するのである。それは萩毛利家に三家、佐賀鍋島家に三家熊本細川家に一家、合わせて七家の万石以上の内分分家が別に存在する。このうち細川行孝は、「寛政重修諸家譜」を見ると本家の収納の内から三万石分を渡されているので、領知判物や目録に記載がないのであろう。また新田を内分された場合だと

これまた記載されないであろう。しかし毛利・鍋島の各三家は本田を内分されているから、寛文印知集に記載があつてもよいのである。

では何故、寛文印知集に内分の記載のある内分分家と、記載のない内分分家があるのだろうか。そこでこの問題を解決するための手懸かりとして、万石以上の内分分家がどういう状況で設立されたかを見れば、何かがわかるのではないかと思ひ、「徳川実紀」に當つてみた。

まず寛文印知集に記載のある内分分家を見ると、福井松平家の場合、「越前国福井城主松平伊予守忠昌の原封五十二万五千石を分ちて、四十五万石を長子万千代丸光通にたまふ。其内五万石を二子仙菊丸昌勝、二万五千石を三子福松丸昌親へたまふ旨、酒井讃岐守忠勝のもとへ、松平伊豆守信綱、阿部対馬守重次まかりむかひ、万千代丸、仙菊丸并一門、家司等をもめしあつめて仰をつたふ。(徳川実紀、正保二・十九条)」とある。土佐

山内家の場合は「土佐国高知山の城主松平土佐守忠義致仕の請をゆるされ、長子対馬守忠豊へ原封廿万二千六百石をつがしめ、二男山内修理大夫忠直へ三万石分封せしめらる。(明曆二・七・三条)」とあり、宮津京極家は、「丹後国宮津城主京極丹後守高知卒しければ、その子采女正高広に遺領七万八千二百石襲しめ、二子六丸高三に三万五千石、三子主膳正高通に一万石分たしめらる。(元和八・八・十二条)」とある。伊達家は、

記事が徳川実紀に載っているにも拘らず、寛文印知集に内分の記載がない理由が説明できよう。

つまり、寛文印知集に内分の記載のある内分分家は、幕命によって設立されたものであるが故に、本家への領知判物等に記載されて領地の確認が行われていると考えられる。それに対し寛文印知集に内分の記載のないのは、本家の家の事情によって内分したものであり、幕命によったものでないが故、幕府が領知判物等によって、家の事情で設立された内分分家にまで領地の確認を行う必要はなかったと考えられる。

以上、寛文印知集の内分記載に関する一試論を設定してみたが、大方の御批判を頂ければ幸甚である。

尚、念のため、寛文四年以降に内分された大名のうち、設立記事が徳川実紀に載っていないのは、延宝六年に内分された徳島の分家、富田蜂須賀家だけである。

また、万石以上の内分分家の一覧表の類は、昭和四十七年度徳川林政史研究所「研究紀要」に掲載するつもりでいるので併せて付記しておく。